

ひょうご食品認証制度事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、食の安全安心と食育に関する条例施行規則（平成18年兵庫県規則第45号 以下「規則」という。）第11条から第17条までに規定する兵庫県認証食品の認証等の事務処理に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 兵庫県認証食品は、次に掲げる食品をいう。

(1) ひょうご推奨ブランド食品

県内で生産された農林水産物又はこれを原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された食品で、以下に定める「ひょうご推奨ブランド食品審査基準」に適合する食品をいう。

(2) ひょうご安心ブランド食品

ひょうご推奨ブランド食品に比し、より高い安全基準を設けた、以下に定める「ひょうご安心ブランド食品審査基準」に適合する食品をいう。

2 第1項の加工食品のうち、規格又は食品添加物の使用等に関する基準を設けた、以下に定める「ひょうごブランド商品審査基準」に適合する、黒大豆煮豆、いかなごつくだ煮（くぎ煮）、わかめ加工品（かす漬）、さんしょうつくだ煮、たけのこつくだ煮、焼プリン、ヨーグルト、ジャム類、チキンハム、イカナゴ釜あげ、干カレー・干ハタハタ・干ニギス、じんばのつくだ煮、黒大豆菓子、乾燥大根、みそ、生芋こんにゃく、ゆでほたるいか、チリメン、農産物漬物、アイスクリーム類、豆腐、タコの煮付け又はもち類の23種類をひょうごブランド商品という。

(認証期間)

第3条 規則第11条第2項に基づく兵庫県認証食品の認証期間は、3年とする。

(申請書の提出等)

第4条 規則第12条に規定する申請書の提出先は県民局とし、受付期間及び当該食品の審査時期は次表のとおりとする。ただし、申請のあった食品の審査の必要から、記載した時期以外にも審査を行うことがある。

受付期間	審査時期
4月1日～5月15日	5月中旬～7月中旬
7月1日～8月15日	8月中旬～10月中旬
10月15日～12月15日	12月中旬～3月上旬

2 ひょうご安心ブランド食品の認証の申請をする者は、規則第12条に規定する兵庫県認証食品認証（更新）申請書の個性及び特長の欄に、ひょうご安心ブランド食品と記載する。

3 申請書の添付書類は、次に掲げる各々の様式を使用する。

(1) ひょうご推奨ブランド農産物 様式第13号

(2) ひょうご安心ブランド農産物 様式第14号から様式第15号

(3) ひょうご推奨ブランド及びひょうご安心ブランド加工食品 様式第16号

(4) ひょうご推奨ブランド加工食品（シカ生肉） 様式第16号の2

(5) ひょうご推奨ブランド加工食品（イノシシ生肉） 様式第 16 号の 3

(6) その他の食品 必要に応じ別途定める

（安全性の確保に関する基準等）

第 5 条 規則第 13 条第 1 項第 1 号に基づく安全性の確保に関する基準並びに同条第 2 号及び第 3 号に規定する基準の具体的内容は、別表のとおりとする。

2 県民局は、規則第 13 条第 2 項に基づく調査等の際、食品に応じて様式第 17 号から様式第 24 号のいずれかを使用し、当該調査等の結果を提出のあった兵庫県認証食品認証（更新）申請書及び添付書類に付して、当該食品の審査に係る本庁所管課に提出する。

3 知事は、規則第 13 条第 2 項に基づく審査にあたっては、有識者及び申請食品に関する専門知識を有する者等の意見を聴く。

（集出荷する食品の情報管理等体制）

第 6 条 農業協同組合や漁業協同組合等が多数の生産者から集荷して出荷する食品の規則第 13 条第 1 項第 3 号の基準を満たす体制は、当該食品を構成する全ての食品毎の情報管理等の仕組みが整備されているものをいう。

（認証書の様式）

第 7 条 規則第 13 条第 3 項の規定に基づく認証書の様式は、様式第 25 号とする。

（認証食品の表示）

第 8 条 規則第 14 条に基づく認証食品に表示する様式のうち、ひょうご推奨ブランド食品は、様式第 26 号を表示できるものとし、ひょうご安心ブランド食品は、様式第 27 号を表示することができる。認証を受けた者等は、他の食品と区別できるように、これを表示することができる。

2 第 1 項の様式第 26 号と 27 号の併用を認めない。

3 ひょうごブランド商品には、第 1 項の表示様式とともに様式第 28 号を表示することができる。

4 様式第 26 号、第 27 号、並びに第 28 号の表示を兵庫県認証食品の文字と一体として表示することができる。

5 第 1 項から第 4 項までの規定に関わらず、色は単色も可とする。多色による印刷において様式第 26 号、第 27 号並びに第 28 号と異なる色で表示しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

（表示様式の使用等）

第 9 条 前条に規定する表示様式の使用等は、次の各号のとおりとする。

(1) シール、梱包箱への印刷又は押印その他より効率的な方法で表示して周知を図る。

(2) 表示様式による表示ができない場合は、兵庫県認証食品であることを特定するための有効な措置を講ずる。

（出荷又は小売段階での安全性の確認）

第 10 条 知事は、認証食品が出荷又は販売時点において規則第 13 条第 1 号に規定する食品の安全性の確保に関する基準に適合していることを確認するため、必要に応じて検査を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
(要綱等の廃止)
- 2 この要領の適用に伴い、ひょうご食品認証要綱（平成 16 年 6 月 22 日付農消第 1141 号）、ひょうご安心ブランド認定要綱（平成 13 年 12 月 3 日付普第 446 号）及びこれら要綱の関連通知は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 8 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 9 月 30 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年8月10日から適用する。